

平成14年5月13日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ニ ッ シ ン
代表者の役職氏名	代表取締役社長 寄岡邦彦 (東証・大証第一部 コード番号:8571)
問い合わせ先	常務取締役総合企画部長 檜垣 均
電 話 番 号	(東京) 03 - 3348 - 2424 (松山) 089 - 943 - 2400

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成14年5月13日開催の当社取締役会において、平成14年4月1日施行の「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)により改正された商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおりストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成14年6月22日開催予定の当社第43期定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の業務に従事する者の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、また、優秀な人材を確保することを目的として、ストックオプションを導入するため。

#### 2. 発行の対象者

新株予約権発行時における、当社の取締役、監査役、従業員（当社就業規則に定める社員及び嘱託社員のほか、他社に出向している社員を含む。）及び顧問、当社に1年以上勤務している派遣社員並びに当社の関係会社の取締役、監査役及び従業員（以下、総称として「対象者」という。）

#### 3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式とする。

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の数

合計1,500,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない本件新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社を吸収合併し若しくは他社と新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行う。この場合においては、前述のただし書の規定を準用する。

#### 4. 新株予約権の総数

合計 15,000 個を上限とする（本件新株予約権 1 個あたりの権利行使に際し発行される株式数は、100 株である。）

#### 5. 新株予約権の発行価額

無償とする。

#### 6. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本件新株予約権の行使にあたり払い込まれる価額（以下「払込価額」という。）は、具体的な新株予約権の発行決議を行う取締役会決議日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値とし、以下同様とする。）に 1.10 及び新株予約権 1 個あたりの目的たる株式の数を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、本件新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値に新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数を乗じて得られた金額を下回らないものとする。

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、本件新株予約権発行後、時価を下回る価額で、新株の発行（新株予約権の行使又は平成 14 年 4 月 1 日改正前商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権及び同改正前商法第 341 条ノ 8 の規定に基づく新株引受権附社債にかかる新株引受権の行使を除く。）又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「1 株あたりの時価」とは、調整後払込価額を適用する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とする。また、「既発行株式数」とは、新株発行が行われた場

合はその割当日における発行済株式総数とし、自己株式が処分された場合は調整後払込価額を適用する日の前日における発行済株式総数から処分する自己株式の総数を控除した数とする。自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株あたりの払込価額」を「1株あたりの処分価額」に各々読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社を吸収合併し若しくは他社と新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

## 7. 新株予約権の行使期間

本件新株予約権の行使期間は、具体的な新株予約権の発行決議を行う取締役会決議日の翌月1日から3年間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

## 8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員（他社に出向している社員を含む。）及び顧問、当社に1年以上勤務している派遣社員並びに当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
- (2) 前項にかかわらず、対象者が以下の各号のいずれかの事由により前項に規定されたいずれの地位をも喪失した場合は、本件新株予約権を行使することができるものとする。ただし、第1号の場合は、退任又は退職等の日から90日間に限り、本件新株予約権を行使することができるものとする。
  - ① 対象者が任期満了により取締役を退任し、就業規則に定める定年により退職し又は顧問契約若しくは出向契約の期間満了による終了により顧問若しくは出向社員の地位を喪失した場合
  - ② 対象者が当社と出資関係又は営業上の関係を有する会社の取締役又は監査役として選任され若しくは従業員として採用された場合で、当社取締役会が本件新株予約権の行使を認めた場合
- (3) 対象者の相続人は、本件新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 本件新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
- (5) 対象者に法令又は当社内部規律に違反する行為があった場合、当該対象者に割り当てられた本件新株予約権は直ちに失効するものとする
- (6) 対象者は、一度の手続において、割当を受けた本件新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (7) その他権利行使に関する条件については、本総会以後に開催される取締役会決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

## 9. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で消却する。
- (2) 対象者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、上記8(1)及び(2)の規定により

本件新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で消却する。

10. 新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権を譲渡するためには、取締役会の決議を要する。

11. 細目事項

本件新株予約権に関するその他の細目事項については、本総会以後に開催される取締役会決議によるものとする。

以 上